

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。
※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。
※基本的にいただいた御意見から抜粋したものです、明らかな誤字や変換ミス等は修正しています。

No.	主な意見	件数	見解
1. 人件費について			
1	役員報酬を削減していない／役員報酬の削減を実施しない値上げは反対 ・役員報酬を削減していない。 ・役員報酬の削減を実施しない値上げは反対である。北電は役員報酬が多すぎる。1人当たりの平均役員報酬を2700万円から1700万円に削減すれば1000万円×11人＝1.1億円の効果がある。 ・2023年1月に役員報酬を5%削減したというが、削減額が明らかにされていないことや、その程度で道民(利用者)は納得できない ・大幅値上げを言いながら北電の役員報酬に2億円も使うというのでは、北海道民は納得するはずもない。この値上げに北電の役員は責任を感じていないのであろうか。 ・株主には無配当にもかかわらず賞与ボーナスを出すことは理解に苦しむ。電気料金値上げ前に賞与支給を決定することは納得がいかない。賞与をゼロにする気はないのか。 ・株主総会で役員報酬は総額しか示されていない。個々人の額を開示するようこれまでも要求しているところ。一人一人の年次報酬がわかりやすく開示されるように求める。	6	社内役員の給与については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較しつつ査定することとなっています。これを踏まえ、各事業者の社内役員の給与水準を確認したところ、料金審査要領に基づいて算定されていることを確認しました。 また、社外役員の給与については、過去の料金審査の結果も踏まえ、1人当たり800万円を上限とし、これを超過する分については減額を求めました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
2	痛みを伴う給与削減を実施しない値上げは反対／一般社員にかかる賞与等を削減していない ・料金値上げは人件費の削減を行った上で値上げの可否を判断すべきであり、北電の人件費削減策は小手先に過ぎず、役員及び従業員は痛みを伴っていない。人件費を下れば電気料金を上げずに済むのに、自分たちの収入確保のために電気利用者のみに値上げという痛みを押し付けている。従業員給与の削減を実施しない値上げは反対である。1人当たりの給与を737万円から611万円に削減すれば126万円×5315人（※）＝66億円の効果がある。※北電＋北海道電力ネットワーク株式会社の従業員数 ・一般社員にかかる賞与等を削減していない。赤字経営を行ってる時点で、給与や賞与のカットをすることが当たり前である。 ・平均年収約600万円という給与に対しては、仮に北海道庁の令和5年1月の統計の現金給与総額から平均年310万円とした場合給与手当が約72億円となり、70億円以上の原価低減が可能となるといった点が言える。上記条件については非現実的であるため、強要は行わないが、電力会社は倒産させた場合社会的影響が大きいため極力保護される対象と考えられるため、賞与については出さないなどの原価低減策については職員が受忍すべきであると思われる。	3	人員計画については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、個別事情を勘案しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の人員数について、「総人員当たり販売電力量」など、様々な観点から分析を行った結果、いずれの事業者も、明らかに人員数が過剰な水準とは言えないとの評価となりました。 また、従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。また、北海道電力を除く一部の事業者では、賃上げを織り込んでいましたが、料金審査要領において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。 これらの審査及び補正の結果、北海道電力電力については、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
3	優秀人材流出の懸念があるため人件費は配慮すべき/一般社員には給与をちゃんと支払うべき ・人件費についてはメルクマール水準では優秀人材が集まらないどころか流出してしまうと思う。道内一を目指して電力の安定供給を担ってほしい。 ・一般社員は罪がなく、給与はちゃんと払っていただきたい。 ・コスト改善策について。多くは人員と工数の削減が主になっているように見受けられるが、安全性に関しての問題は発生していないのか。	3	みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。その上で、従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。 これらの審査及び補正の結果、北海道電力については、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準としました。 人員計画については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、個別事情を勘案しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の人員数について、「総人員当たり販売電力量」など、様々な観点から分析を行った結果、いずれの事業者も、明らかに人員数が過剰な水準とは言えないとの評価となりました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
2. 燃料費について			
4	燃料費が下がった場合の電気料金下げ幅や下限について説明を求める／値上げ外因が収まった場合の値下げ見直しについて記載してほしい ・今回の値上げ後に、燃料費が下がった場合に、電力量料金を下げる仕組みについての説明を求める。今回の値上げ申請理由の大きな部分を占めているのは、燃料費の高騰が激しく、燃料費調整制度の上限値に張り付いたために、それを越える部分を電力会社が負担していることによるもの。今回の値上げにより電気料金の上限が上がるになりますが、燃料費が下がった場合にはどうなるのか。燃料費の下落に合わせて電気料金が下がる仕組みについて、下げ幅はどの程度で下限はあるのかなどについても説明してほしい。 ・北海電力株式会社より「重要なお知らせ」の中で、何時からどの程度値上げしたいか、という記載はあるのですが、燃料等値上げ外因が収まってきた場合は、値下げ見直しを行う旨の記載はどこにも有りません。今回、国に認可されたらそのまま継続してしまうのではないか、と思い危惧します。値下げ見直しも今後の状況推移で応じて行く、また、行わねばならない旨の表記を、認可の際には記載して頂きたいお願い申し上げます。	2	燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、燃料費調整制度における基準燃料価格については、本年3月に行われた第38回料金制度専門会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めることとしました。この結果、北海道電力については、燃料費調整制度における基準燃料価格が当初申請時よりも下がることとなりました。 その上で、電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。 上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－3. 燃料費」をご覧ください。 また、料金制度専門会合への資料提出以外に、北海道電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、北海道電力に対して一層わかりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。
5	廃止予定の発電所を早く廃止して補修費や稼動した際の燃料費の負担がなくなるようにしてほしい ・廃止予定となっていた音別発電所を供給電源としているが、早く廃止して補修費や稼動した際の燃料費の負担がなくなるようにお願いしたい。	4	北海道電力によれば、音別発電所を非常用電源と見込んでいますので、原価算定期間における明示的な発電電力量を織り込んでおらず燃料費は計上されていません。一方、いつでも運転可能な状態にしておくことが必要となりますので、一定の固定費（修繕費等）がかかります。なお、同発電所は非常用の調力力対応分として落札を得ており、当該固定費にかかる収入（控除収益）が計上されておりますので、料金原価としてのご負担にはつながないと考えられます。
3. その他の個別原価			
6	無駄な広告出稿や文化スポーツ事業への支出を全廃させるべき ・無駄な広告出稿や文化スポーツ事業への支出を全廃させるべき。北海道電力の広告に俳優を起用しているがそれで利益が上がるのか。 ・電柱広告等の収益事業を育てる気構えがない。昔に比べて電柱広告が減っているように思うが営業力がないのではないか。電柱広告という利権を使っているのだから、そこから利益を生み出す努力がないお役所体質ではないだろうか。	2	普及開発関係費（広告宣伝費）については、公益的な目的から行う情報提供について、厳に必要なものののみ原価に算入することが認められており、公的な目的で行う情報提供であっても、販売促進措置の側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用については原価への算入が認められていません。 経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。 なお、電気の新規料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、電力事業以外の新規事業に係る費用については、原価等への織り込みは認められていません。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－2. 経営効率化」及び「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。

4. 経営合理化・経営責任について			
7	赤字だから値上げ、では企業努力をしていると考えられない／長期間原発が停止した場合の危機管理のなさを会社側に問うべきではないか ・役員や部外役員が多すぎる。また、関連機関も多数あり、それらの維持費も経営を圧迫していることは明らかである。赤字だから値上げをするのでは、企業努力をしていると考えられない。北海道民として、代表する大企業が、安直な経営しかできないことに、悲しみと不安を感じる。 ・長期間原発が停止した場合の危機管理のなさを会社側に問うべきではないか。 ・転勤を廃止し現地雇用にしてその分費用削減をするべき。 ・会社として全てのステークホルダーに対し胸を張れる良心的な経営判断をするべき。	4	社内及び社外役員（取締役・監査役）について、それぞれの役員に担当部門が割り振られていることを確認しており、人数も、必要不可欠な範囲と考えています。 経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。 なお、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、電力事業以外の新規事業に係る費用については、原価等への織り込みは認められていません。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－2. 経営効率化」及び「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
8	電気料金の値上げにあたって需要家への事前周知の徹底を求める／消費者に分かりやすい内容の情報公表に徹底的に取り組んでほしい ・電気料金の値上げに際し、需要家への事前周知を徹底するとともに、わかりやすく伝えるよう求める。電力会社のホームページやweb検針票の照会ページといった、需要家が目的をもって調べなければ情報が入手できない形だけではなく、郵便やチラシ、ダイレクトメールなど確実に需要家へ情報が届く方法での周知の実施を求める。電気料金を通して徴収する託送料金の変更がある場合も、そのそれぞれの料金変更の内容や電気料金への影響（値上げ、値下げ）など、わかりやすく伝えるよう求める。 ・消費者に分かりやすい内容の情報公表に徹底的に取り組んでください。 ・今回の値上げはもっと上げ幅を削減し、受け入れ可能な説明責任を果たすべきだ。 ・北電の企業努力の内容をもっと分かりやすく提示し、結果も努力内容も3ヶ月ごとに具体的に分かりやすく示してほしい	4	料金制度専門会合においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行ってきております。第34回の北海道電力に係る第1回の審査以降、料金制度専門会合開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。 （参考「料金制度専門会合」：https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html） また、料金制度専門会合への資料提出以外に、北海道電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、北海道電力に対して一層わかりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。
5. 費用配賦・レートマークについて			
9	年間を通して最大電力量で基本料金を徴収するのはおかしい／基本料金の値上げは今回の値上げ外因と関係は薄いと考える ・雪国では夏と冬で電気使用量が全然違うのに、年間を通して最大電力量で基本料金を徴収するのはおかしいと思う。 ・使用電力料金のみでなく、基本料金まで値上げ見直しが入っている事も、今回の値上げ外因との関係は薄いのでは無いでしょうか。	2	契約種別（使用条件が類似した需要）ごとの料金を設定する際は、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則において、「販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより設定しなければならない」とされております。このため、北海道電力は、固定費（減価償却費など）の一部を基本料金として設定しております。 なお、北海道電力は、今回の料金改定申請において、レベニューキャップ（RC）制度の導入に伴って認可された託送供給等約款に基づいたネットワーク費用を算定しております。RC制度の導入に伴う託送料金の変動については、「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会」で2022年1月に取りまとめられた第三次中間取りまとめでは、「変動した託送料金を機械的に規制料金に当てはめることを基本とすることが適当」とされており、このため、基本料金の値上げをしておりますが、合理的な見直しと考えております。
6. 値上げについて			
10	電気料金値上げ認可申請には反対／節電も限界であり、値上げに反対／低所得者及び生活困窮者へは十分に配慮するよう求める ・電気料金値上げ認可申請には反対です。単に電気料金の上昇が生活を圧迫するから、という市民感覚的な理由ではなく、北海道電力による経営判断に合理性が見いだせないからです。 ・節電も限界です。当然値上げには反対です。 ・今回の値上げ申請は、政府が電気料金の高騰を抑制するために予算化した7円/kwh（低圧契約の一般家庭・企業など向け）を超え、かつ実施期間が限られていているため、政府の対策があってもなお値上げ後の負担が大きくなる。特に低所得者及び生活困窮者へは十分に配慮するよう求める。 ・平均約35%値上げは高すぎる。払えません。値上げするにしてもせめて10%くらいに抑えてください。 ・電気料金の値上げは、物価高騰のなか消費者にとって影響が大きいことから、値上げ幅は必要最低限としてください。燃料価格をはじめとした原価分の上昇について公益的な性格を持つ電気料金への転嫁は、抑制的に行うべきであり、値上げ幅を縮減する方向での検討をお願いします。直近では、原油、燃料価格、円安の価格水準が落ち着いている現状に鑑み、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会において、原価算定における前提諸元に関し、算定期間を見直す方向で議論との報道がなされていますが、ぜひ、精査と検証をおこなっていただくようお願いします。 ・生きるのに必要な電気代は生きられる常識の範囲内にしてください。 ・今回の電気料金の値上げは、物価高騰のなか消費者にとって影響が大きいことから、値上げ幅は必要最低限としてほしい。	7	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5. 査定方針の概要」及び「6－1 4. レートマーク・約款」をご覧ください。 なお、電気料金の高騰対策に係る支援策に関する御意見については、資源エネルギー庁等より回答することとなるものと考えています。
11	化石燃料の価格高騰が電力価格に転嫁される状況はやむを得ない／協力会社には適正価格で価格転嫁を行うべき ・現状の電力供給体制を考える限り、ほぼ輸入に頼る化石燃料の価格高騰が電力価格に転嫁される状況は、やむを得ないと考える。加えて、北海道内の発電所設備の老朽化に関する報道、2018年の胆振東部地震でのブラックアウト問題など、電力インフラを安定的に使い続ける為には、設備投資が出来るだけの企業体力も必要。 ・インフラを維持する協力会社への適正価格での発注が担保できるだけの価格転嫁を行うべき。	2	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、燃料の調達源の多様化などの効率化を求めつつ、適正な水準となるように査定を行いました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5. 査定方針の概要」をご覧ください。

12	国や道と協議をして補助金を求める／電力料金への支援等による値上げ幅の圧縮並びに電力料金の低減を求める／政府が十分な財政的支援をするべき ・30%の値上げは負担が大きすぎる。国、道と協議をして、補助金を求める。 ・国による電力料金への支援などを速やかに実施頂き値上げ幅の圧縮並びに電力料金の低減を求める。 ・今回の電気料金の値上げについては、資源価格高騰という外的要因によってもたらされたものであり、電力会社や電気利用者は手の打ちようがない。電力会社や電気利用者に負担を押しつける前に、まずは日本政府が十分な財政的な支援をするべきだと考える。 ・電気料金値上げの件、政府の責任にも関わらず、なぜ国民にしわ寄せが来るのか。まず意味不明なNPO法人や事務手数料を中抜きすることを辞め、十分な資金を確保し、穴埋めをしてから電気料金を上げるべきではないか。 ・医療機関は、国が定める公定価格により経営をしておりますが、急激な物価高騰の影響を価格に反映することができず、経営努力により対応しているのが現状ですが、すでに対応が極めて困難な状況にあります。電気料金の値上げは、道内の医療提供体制に重大な影響を及ぼすことから、道内の医療機関が引き続き質の高い医療を道民の方々に提供できるよう、医療機関等においては電気料金値上げの影響が可能な限り緩和されるよう軽減措置や支援をお願いします。 ・太陽光発電や風力発電の買い取り価格の是正や、火力発電用の燃料の確保・設備維持を国はすべき。 ・法人税や法人住民税、固定資産税がなければ電気料金が安くなり、日本が租税回避地となれば電気料金が安くなるのではないか。 ・業種・業態の実情を理解頂き、事業規模や機能に応じた別枠の激変緩和策の検討及び値上げ基準の見直しを要望する。 ・医療機関等においては電気料金値上げの影響が可能な限り緩和されるよう軽減措置や支援を今後とも是非ご検討頂きたい。	9	今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、規制料金と関係しない事業における負債などは、原価等への織り込みを認めていません。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5．査定方針の概要」及び「6－1 4．レートマーク・約款」をご覧ください。 なお、電気料金の高騰対策に係る支援策、再生可能エネルギーの買取価格は是正、エネルギーミックス等に関する御意見については、資源エネルギー庁等より回答することとなるものと考えています。
7. 原子力発電について			
13	今後原子力発電に関わる費用が増加するなら原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべき／燃料費高騰に関する理由以外の原価算定期間に反映しない原発関連の修繕費などを除外すべき ・原子力バックエンド費用（核のごみ処理）はじめ、原子力発電にかかわる費用が大きく増加している理由と今後の見通しの説明を求めます。今後も増加傾向が続く見通しであるならば、原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべき。福島第一原発事故後に、原子力発電が安全対策などによりコスト高となり、原子力バックエンドが見通せないこととあわせると、中長期的には原子力発電依存は望めない。今回の審査に当たっても、原発の利用の検討には慎重を期すべきと考える。原発の利用については値上げ審査とは別に、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、十分な国民的議論のもとに進めるべき。 ・燃料費高騰に関する理由以外の原価算定期間に反映しない原発関連の修繕費などを除外して下さい。今回の原価算定期間での原価を引きさげることにならないものは、大幅な値上げを申請している中にあっては織り込むことは精査をお願いします。 ・現在稼働していない泊原子力発電所関連の費用に関しては、再稼働の時期も見通せないままにも関わらず経費参入され、再稼働まで値下げしないという主張には大きな疑問符がつく。そもそも、10年も稼働していない原発を稼働したところで、安全対策費も嵩む中、コスト削減につながるのか疑わしい。廃棄物の処分先も決まらないまいつまでもコスト高の原発に固執するのではなく、老朽火発の建て替えや送電の効率化など、もっとできることはあるのではないか。 ・原価算定期間である2023～25年に再稼働を想定していないにも関わらず、再稼働に向けた年32億円の修繕費を盛り込んで原価を算定しているのはおかしい。 ・燃料費等の高騰に関する理由以外の原価算定期間に反映しない原発関連の修繕費などを除外してほしい。	5	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。 北海道電力は、電気の規制料金の原価の算定にあたって、2026年12月に泊発電所3号機が再稼働することを想定し、これに係る費用（修繕費、委託費等）を織り込んでいます。厳格かつ丁寧に審査した結果、同発電所の維持・管理费用、安全性向上のために必要な費用のほか、耐震評価や業務委託が継続的に行われており、再稼働に向けた取組を着実に進めていくため、再稼働に必要な費用を料金原価として認めることといたしました。一方、再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用については、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、料金原価として認めないこととしました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－2．経営効率化」及び「6－7．修繕費」をご覧ください。 なお、原子力政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えています。
14	泊原発の早期再稼働を求める／早急な原発再稼働に取り組むべき／必要な安全設備を設けた上で原発を再開させるべき ・原子力発電の再開を求める。 ・泊原発の早期再稼働を。 ・北海道電力による「原発が稼働したら値下げする」との発言をニュースで見たが、早く稼働してくれって言いたい。原発に反対する方、活断層に対する対策なども考慮すべきかもしれないが、原発を稼働しながらでも、対処することもできるはず。原発が稼働できない言い訳にしている。私は、北海道電力が赤字を抱えることとなっても、値上げ幅を縮小し、早急な原発稼働に取り組むべき。 ・まず原発を再稼働してほしい。値上げが容認されたら電気代は九州の2倍になる。原発を再稼働すれば九州と同程度まで下がるはず。 ・泊原子力発電所の稼働再開が長引いている事も、電力価格を高騰させざるを得ないと考えている。実際、原発の稼働が再開している電力会社では、今回の大幅値上げを回避しており、日本国内で電力価格に大幅な差が生じる事は、企業の移転など、地域経済に与える影響も考えられる。必要な安全設備を設けたうえで、北海道を含めた稼働停止中の原発を再開させる事が、ひいては、日本の経済成長にも不可欠ではないか。 ・対応可能な方策（例：泊原子力発電所再稼働など）の推進を怠り、その転嫁を一般消費者が担うという判断は筋が通らない。 ・原価低減策として、原子力発電所を稼働させている関西電力及び九州電力が規制料金の値上げ申請を行っていないなどの点から、原子力発電所の再稼働は有効な原価低減策と思われる。それに対して、停止及び再稼働申請から10年以上が経過しても、何ら再稼働のめどが立たない状態が続いていることは他原発が稼働していることから、一般的に批判をされても仕方がないと思われる。それを踏まえて、再稼働の時期について明確な回答及び稼働した場合の原価圧縮額及び料金変動額について提示する必要があると思われる。 ・泊原発の稼働時期と稼働後の値下げ額を明確にしたうえでないと道民(利用者)は納得できない。泊原発停止から10年、未だに稼働が見通せないことを重く受け止めるべき。	8	北海道電力は、電気の規制料金の原価の算定にあたって、2026年12月に泊発電所3号機が再稼働することを想定し、これに係る費用（修繕費、委託費等）を織り込んでいます。厳格かつ丁寧に審査した結果、同発電所の維持・管理费用、安全性向上のために必要な費用のほか、耐震評価や業務委託が継続的に行われており、再稼働に向けた取組を着実に進めていくため、再稼働に必要な費用を料金原価として認めることといたしました。一方、再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用については、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、料金原価として認めないこととしました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－2．経営効率化」及び「6－7．修繕費」をご覧ください。
15	原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換に踏み出すべき ・原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換に踏み出すべき	1	エネルギー政策に関する御意見については、資源エネルギー庁より回答することとなるものと考えています。

8. 再生可能エネルギーについて		
16	再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めるべき／電力の「安全、安定、安価」の実現にむけた再生可能エネルギー推進政策への転換を求める ・東京電力の福島第一原子力発電所の事故以降、火力発電の比率が一時的に高くならざるを得ない中で、国の再生可能エネルギーの最大限導入の方針のもと、電力会社は自らの再生可能エネルギー導入にどれだけ取り組んできたのか。火力発電への依存を続けてきた結果、今回の燃料費高騰に対処しきれなくなったということはないか。燃料費高騰による電気料金への影響緩和や、エネルギーの安定確保への寄与なども期待できる再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めるべき。 ・地球温暖化対策の世界的な枠組みの早期実現と電力の「安全、安定、安価」の実現にむけ、再生可能エネルギー推進政策へ転換を求めます。 ・将来性のある安全な技術投資を国が積極的に支援していくことこそ、国産エネルギーを高める事に繋がるのではないか。 ・北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例への貢献をお願いしたい。	4
17	再エネ賦課金制度の廃止を求める ・釧路湿原などに太陽光パネルを環境破壊して建設しているが、こうした、太陽光パネルの大規模開発の中止、再エネ賦課金というバカげた制度もやめてほしい。	1
9. 電気事業制度について		
18	規制料金は自由化を阻害するため早急に廃止すべき／今後の電力システム改革の政策的な検証・補強が必要 ・規制料金は自由化を阻害するため早急に廃止すべき。規制料金はペナルティ要素を入れた最終供給保証価格だけで良い。 ・2016年以降の家庭用エネルギーの電力自由化について、新電力の撤退、関西電力のカルテルにみられるように当初想定していたコストが下がっていくような競争環境が整備されたとは言い難く、今後の電力システム改革の政策的な検証・補強（所有権分離、あらたな市場ルール等）が必要であると考えます。 ・総括原価方式の場合、少子化で道民の負担額が上がるのではないか。 ・一部大手電力会社のカルテルや不正事案など公正な競争環境が保たれていない点に関し、今後の電力システム改革の政策的な変更が必要であると考える。	4
19	送配電部門は公益法人化すべき ・送配電部門の公益法人化について。独立行政法人など組織変更しないと電力システム改革はうまくいかない。	1
10. 自由料金について		
20	オール電化住宅に対する電気料負担の軽減や緩和、上限等を求める／オール電化向けの金額を考え直してほしい／深夜電力の値上げ幅が大きい／オール電化にするときの説明が不足している ・電気料金を値上げすると、必然的に、蓄熱暖房機を有するオール電化住宅に、重い負担となる。一律に値上げをするのではなく、蓄熱暖房機を有するオール電化住宅に対する電気料負担の軽減や緩和、若しくは上限などを設けないと、電気料金値上げの一番の影響が、オール電化住宅にのしかかってくる。我が家は何とか支払ってきたが、もう限界。 ・オール電化の昼間の電気代を一般契約の電気代の単価に合わせる等、オール電化の家向けの金額を考え直してほしい。この度の値上げについて、オール電化住宅への配慮が全く感じられない。また火災保険に關しても、オール電化割引というものが適用され、石油ストーブの使用は保険事故が起きたときの対象外になるなど、簡単に電気を使わない暖房にしたら解決するという訳にはいきません。一般家庭での電気料金の値上げと、オール電化の家の値上げをひとくくりにしないであほしい。オール電化の家の昼間の電気料金を一般のご家庭の電気料金の単価と同じにするなど、もう少し考えて頂きたい。 ・オール電化で使用する深夜電力は100%以上上がっています。北電自体が積極的にオール電化を推奨していたのに、いきなり100%以上上げるなんてこれでは生活が成り立ちません。全く上げるなど言うつもりはありません。公平にあげてください。多少の増減はあって良いと思いますが、深夜電力はいきなり上がりすぎです。 ・社員のオール電化に対しての説明不足を社長、取締役役員、株主の方たちは知らないのでしょうか。オール電化にする時に災害、物価高騰の場合、基本料金、電気料金が大きく上がるとは聞いていないです。私は先日その旨北電に説明するよう抗議の手紙を出しました。答えは「オール電化は一般住宅と比べて電気の使用量が多い、オール電化のお客様には特に多大なご負担をかけることとなり重ねて深くお詫び申し上げます」でした。答えになっていません。オール電化にするときには一番大切な説明が無かった。 ・夜間電力は安く出来ると言いながら、一番大事な電気を、経済産業省が値上げを許可してはならない。6月から値上げなんてとんでもない話です。 ・自由料金は2022年12月検針分から燃料費調整制度の上限が撤廃され、大きな負担となっている。 ・ドリーム8を契約していますが、料金が上がり続けています。安いと言われたオール電化で北電しか契約出来ません。庶民が苦しい中以前の値上げ後株式配当に当てられた事実も許せません。電力会社が値上げしなければならぬというのは国の無責任で中途半端なエネルギー政策が原因でもあります。 ・極端な原価割れの深夜電力料金制度を廃止すべき。	8
11. 審査手続きについて		
21	精緻で納得感のある査定を進め、値上げ幅をできるだけ圧縮してほしい／いつまでたっても再稼働できない（値下げできない）というリスクもあることを踏まえて審査してほしい ・値上げ申請をそのまま認めるのではなく、経営効率化でカバーできる部分はないか、社会的に見て妥当性を欠く値上げはないかなど、精緻で納得感のある査定を進め、値上げ幅をできるだけ圧縮してほしい。 ・料金制度専門会合の委員の皆様も、「再稼働後には値下げする」という北電の主張を鵜呑みにするのではなく、「再稼働後には値下げするんだろうが、いつまでたっても再稼働できない（＝値下げできない）」というリスクもある」ということを踏まえて審査にあたってもらいたい。そしてそのリスクを“規制”料金の趣旨に照らして、契約者が本当に負う必要があるのか考えてもらいたい。	2